

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度  
工業化学製品（UK REACH）

2021年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本報告書は 2021 年 1 月 26 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 〈目 次〉

1. EU 離脱前の制度概要 .....	1
2. 移行期間終了後適用される制度の概要 (UK REACH) .....	1
(1) UK REACH の導入と法的枠組み .....	1
(2) UK REACH の登録に関する手続きと要件 .....	3
① グレートブリテン拠点企業が EU REACH に保有する登録：グランドファザリング の適用 .....	3
② EU 拠点企業が EU REACH に保有する登録：グレートブリテンの川下ユーザー ...	3
③ 登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限.....	4
④ 共同登録.....	4
(3) UK REACH の認可と制限.....	6
(4) UK REACH 情報システム「Comply with UK REACH」の導入 .....	6
(5) 北アイルランドからグレートブリテンへの輸送に関する措置.....	7
(6) EU からグレートブリテンへの輸入 .....	7
3. 移行期間終了後の EU REACH への対応と留意点.....	7
(1) 移行期間終了後にグレートブリテンから EU に化学品を輸出する際に必要な対応 .	8
① グレートブリテン企業が EU REACH の登録者となっていた場合.....	8
② グレートブリテン企業が EEA 域外企業の唯一の代理人となっていた場合.....	8
③ グレートブリテン企業が認可保有者の場合.....	8
(2) 北アイルランドの扱い.....	8
4. その他参考情報.....	10

## 〈図表目次〉

表 1： トン数区分に応じた UK REACH の登録期限.....	4
------------------------------------	---

## 1. EU 離脱前の制度概要

英国の EU 離脱に伴い、グレートブリテン（イングランド、ウェールズ、スコットランド）では 2020 年 12 月 31 日の移行期間の終了後、これまでの EU の REACH 規則に代わり、新たに UK REACH が導入された。

化学品の登録、評価、認可、制限（REACH）規則<sup>1</sup>（UK REACH と区別するため以降 EU REACH とする）は、化学物質のリスクから人の健康と環境を保護すること、欧州化学産業の競争力とイノベーション強化を目的として制定された EU の化学品規制で、2007 年 6 月 1 日に施行された。欧州経済領域<sup>2</sup>（EEA：European Economic Area）を対象とし、年間 1 トン以上の化学物質を生産または輸入する製造者と輸入者に当該化学物質の欧州化学品庁（ECHA：European Chemical Agency）のデータベースへの登録を義務付けるほか、安全性に関する懸念の高い高懸念物質（SVHC：Substances of Very High Concern）のうち REACH 規則付属書 XIV に掲載された物質について、その上市<sup>3</sup>（市場への投入）と使用に対する認可義務などを定めている。

REACH 規則の遵守手続きは、EEA 内の法人あるいは自然人によって行われなければならない。そのため、製造者が EEA の企業である場合には製造者自身が登録できるが、EEA 域外の製造者の場合には、EEA 内の輸入者あるいは唯一の代理人（OR：Only Representative）を通じて登録を行う必要がある。登録、登録内容の更新などの実務手続きは、REACH 情報システム（REACH-IT）を通じて行われる。

## 2. 移行期間終了後適用される制度の概要（UK REACH）

### （1）UK REACH の導入と法的枠組み

英国政府は、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日から、英国版 REACH（UK REACH）制度を導入した。UK REACH は、EU の規則である REACH 規則（EU REACH）を、その目的と原則を維持したまま、英国法として導入したものである。EU REACH は、移行期間終了日以降は、2018 年 6 月に採択された 2018 年 EU 離脱法に基づいて、英国法に置き換えられ、その効果が持続する。英国法への置き換えにあたり、第二次立法として 2019 年 3 月 29 日には「2019 年 REACH 等（改正等）（EU 離脱）規則」が、2020 年 12 月 17 日には「2020 年 REACH 等（改正等）（EU 離脱）規則」が制定された。UK REACH の規制当局は、安全衛生庁（HSE：Health and Safety Executive）が担う。適用法令は以下のとおり<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> 欧州議会・理事会規則 1907/2006  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1601879417883&uri=CELEX:02006R1907-20200824>  
<https://echa.europa.eu/regulations/reach/understanding-reach>

<sup>2</sup> EU 加盟国およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

<sup>3</sup> 「上市」の定義はジェトロ「英国の EU 離脱移行期間終了に向けた日本企業のビジネス上の留意点」の第二部 V2. (2) 上市 (placing on the market) 参照。  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/4f4c42272e5cf341/20200014.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/4f4c42272e5cf341/20200014.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.hse.gov.uk/reach/about.htm>

- 2018年EU離脱法 (European Union (Withdrawal) Act 2018)  
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>
- 2019年REACH等(改正等)(EU離脱)規則(The REACH etc.(Amendment etc.)(EU Exit) Regulations 2019)<sup>5</sup>  
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/758/contents/made>
- 2020年REACH等(改正等)(EU離脱)規則(The REACH etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2020)  
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1577/contents/made>

2021年1月1日からは、UK REACHとEU REACHは相互に独立した規制となり、英国とEEAの両方で化学物質の販売または流通を行う事業者は、UK REACHとEU REACHの両方の規則に従う必要が生じる<sup>6</sup>。その際、以下のEU REACHの目的と原則はそのまま維持される。

- ノーデータ、ノーマーケットの原則
- 動物実験に関する「最終手段」の原則
- 労働者による情報へのアクセス
- 予防の原則

UK REACHでは、製造者と輸入者は、グレートブリテン市場に流通する化学品を安全衛生庁(HSE)に登録する義務を負う。関係する事業者は、EU REACHとUK REACHにおけるサプライチェーン内の自社の役割を特定し、EEAおよび北アイルランド市場とグレートブリテン市場へのアクセスに必要なアクションを取る必要がある。2021年1月1日には、EUのREACH ITに代わるシステムとして、「Comply with UK REACH」が新たに導入されており、UK REACHへの登録等の手続きはこの新システムを通じて行う<sup>7</sup>。なお、北アイルランドでは、アイルランド/北アイルランド議定書(Protocol on Ireland/Northern Ireland)<sup>8</sup>に基づいてEU REACHが引き続き適用となる<sup>9</sup>。

環境・食料・農村地域省(DEFRA:Department for Environment, Food and Rural Affairs)は2021年1月1日、更新版のUK REACHガイダンス「How to comply with REACH chemical regulations<sup>10</sup>」を発表した。このガイダンスは、移行期間終了後にEU REACHとUK REACHを

<sup>5</sup> 「2019年REACH等(改正等)(EU離脱)規則」に続き、No.2、No.3の改正も実施された。

<sup>6</sup> <https://www.hse.gov.uk/reach/about.htm>  
<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

<sup>7</sup> <https://comply-chemical-regulations.service.gov.uk/>

<sup>8</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/840230/Revised\\_Protocol\\_to\\_the\\_Withdrawal\\_Agreement.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf)

<sup>9</sup> <https://www.hse.gov.uk/reach/northern-ireland.htm>

<sup>10</sup> How to comply with REACH chemical regulations

遵守するために、企業がとるべき必要なアクションについて解説している<sup>11</sup>。以下、主にこのガイダンスに基づいて、UK REACHにおける登録や認可の手続きと要件について示す。

## (2) UK REACH の登録に関する手続きと要件

### ① グレートブリテン拠点企業が EU REACH に保有する登録：グランドファザリングの適用

グレートブリテンを拠点とする企業が保有する EU REACH の既存登録については、既に UK REACH に引き継がれ、新制度下で、その登録が法的に認知される（グランドファザリング）。グレートブリテン拠点企業が EU REACH に登録していた化学物質は、2021 年 4 月 30 日までに基本的な情報を安全衛生庁（HSE）に提供し、法的認知（グランドファザリング）を完了させる必要がある。情報の提出は、UK REACH の IT システムである「Comply with UK REACH」を通じて行う。グランドファザリング手続きの実施方法に関しては、安全衛生庁（HSE）が別途ガイダンスを作成している<sup>12</sup>。

グランドファザリング手続きを完了したグレートブリテンの EU REACH の登録保有者は、扱う化学物質の量に応じて、2021 年 10 月 28 日を起点として 2 年、4 年、6 年以内に HSE にすべての情報の提出を完了しなければならない（詳細は以下の (2) ③登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限を参照）。

### ② EU 拠点企業が EU REACH に保有する登録：グレートブリテンの川下ユーザー

現在自社で EU REACH に登録しておらず、EEA 域内のサプライヤーから化学物質を輸入しているグレートブリテンの川下ユーザーは、輸入する物質の UK REACH への登録を確実にする必要はある。2021 年 1 月 1 日以降も当面は輸入可能だが、グレートブリテンの川下ユーザーが EEA からの輸入を続けるためには「川下ユーザーの輸入通知 (DUIN: Downstream User Import Notification)」を 2021 年 10 月 27 日までに安全衛生庁 (HSE) に通知しなければならない<sup>13</sup>。その上で、2021 年 10 月 28 日以降、輸入量等に応じて 2 年後、4 年後、6 年後までに UK REACH に新規登録することになる（詳細は以下の (2) ③登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限を参照）。他の選択肢として、EEA 側のサプライヤーに、グレートブリテンに拠点を持つ唯一の代理人 (OR) を指定し登録するよう働きかけるか、グレートブリテン拠点のサプライヤーからの調達に変更するという方法もある。EEA 拠点の唯一の代理人が EU REACH に登録し、その上でグレートブリテンに販売している物質について「DUIN」を提出することも可能である。

---

<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

<sup>11</sup> このガイダンスに加えて、安全衛生庁 (HSE) が UK REACH の詳細について別途ガイダンスを公表しているため、制度の詳細についてはこちらも参照されたい。<https://www.hse.gov.uk/reach/index.htm>

<sup>12</sup> <https://www.hse.gov.uk/reach/grandfathering-registrations.htm>

<sup>13</sup> DUIN は、ビジネスの継続に支障が出ないようにするための移行措置である。グレートブリテンの川下ユーザーが DUIN によって安全衛生庁 (HSE) に輸入継続の意向を通知する方法については、以下のガイダンスが公表されている。

<https://www.hse.gov.uk/reach/duin.htm>

(化学物質の)新規製造または新規輸入を開始する場合を含め、新規登録者には、HSE への完全な登録の提出が求められる。新規登録者は、物質照会手続きを完了すると、IT システム「Comply with UK REACH」で他のメンバーの連絡先情報を閲覧できるようになり、データ共有の交渉を開始できる。UK REACH に未登録の新規物質を登録する者は、リード登録者 (Lead registrant) となり、物質のリードドシエ (登録書類) の提出が求められる。これに続く登録者は、共同登録が利用できる。複数の事業者が同一の物質を初めて登録する場合は、物質グループを結成し、共同登録を提出することになる。UK REACH では、新規登録者は、既存登録者に対して登録に必要な情報の提供を求めることができるが、動物実験に関する情報の要求は義務となる (共同登録の詳細については (2) ④共同登録を参照)。

### ③ 登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限

UK REACH では、登録文書 (ドシエ) の完全なデータ提出には、期間的な猶予を設けており、その登録期限は、「川下ユーザーの輸入通知 (DUIN)」の提出期限の 2021 年 10 月 28 日を起点として段階的に 2 年後、4 年度、6 年後に設定された。トン数に応じた区分に加え、有害特性のある物質に関しては、別途例外規定が定められている。製造量または輸入量の多い物質や特に有害特性のある物質の UK REACH への登録を優先して進めることになる。トン数区分と期限は、以下の表 1 の通り。

表 1: トン数区分に応じた UK REACH の登録期限

登録期限	トン数	有害特性のある物質の例外規定
2021 年 10 月 28 日から 2 年間	年間 1,000 トン以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発がん性、変異原性、生殖毒性を持つ物質 (CMR) : 年間 1 トン以上。</li> <li>・水生生物に対し非常に強い毒性 (急性・慢性) を持つ物質 : 年間 100 トン以上</li> <li>・高懸念物質の候補リストに挙げられた物質 (2020 年 12 月 31 日時点)</li> </ul>
2021 年 10 月 28 日から 4 年間	年間 100 トン以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高懸念物質の候補リストに挙げられた物質 (2023 年 10 月 27 日時点)</li> </ul>
2021 年 10 月 28 日から 6 年間	年間 1 トン以上	

出所 : <https://www.hse.gov.uk/reach/grandfathering-registrations.htm>

### ④ 共同登録<sup>14</sup>

UK REACH への登録を共同登録とすることで、事業者はコストを削減できるほか、動物実験の重複を回避できる。登録者は、登録に必要な情報を共有し、衛生安全庁 (HSE) に提出するが、その際、物質の特性に関する情報の共有は公平、透明で、差別のない形で実施しなければならない。物質グループの結成とデータ共有には、UK REACH の IT システムである「Comply with UK REACH」を利用する。

<sup>14</sup> <https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations#joint-registrations>

UK REACHの登録者は、物質の固有特性に関する情報を、リードドシエにまとめて共同提出する。リードドシエには、グループ内で該当する最大のトン数区分の要件を満たす全情報を盛り込み、物質グループのすべてのメンバーの登録に役立つようにする。これに加えて、グループの各メンバーは、特定の情報を含むメンバードシエを個別に作成し、別途提出する必要がある。リード登録者は、「Comply with UK REACH」上で、共同登録グループへのメンバー承認を担当し、これによりメンバードシエがリードドシエにリンクされる。UK REACHにおける共同登録の仕組みは、以下の通り。

- ・物質グループ

物質グループとは、同一物質の登録を目指す複数の登録者間で結成されるもので、登録提出に向けてお互い連絡を取り合い、データを共有する。同一物質の登録者は「Comply with UK REACH」上で自動的にマッチングされ、各物質グループに割り当てられる。この割り当ては、グランドファザリングによる登録の場合は、最初の物質特定情報の提出後、新規登録の場合は、物質照会の提出後（登録を予定して川下ユーザーの輸入通知（DUIN）を既に提出済みの場合を含む）に実施される。物質グループが結成されると、グループのメンバーは互いの連絡先にアクセスできるようになり、登録に向けた戦略策定や費用分担方法、データ共有等を進めることになる。リード登録者をグループの中から選出し、このリード登録者が全グループメンバーを代表して物質の共同登録ドシエを提出する。ドシエの提出準備が整ったら、「Comply with UK REACH」上で、リード登録者を指定する。新規参加者は、既に物質グループが結成済みの場合は直接リード登録者に、グループが結成途中の場合はグループに連絡を取って、データ共有交渉を行う。

- ・データ共有

共同登録に必要なデータの共有は、物質グループの重要な任務である。物質グループの結成過程で、メンバーは利用可能な既存研究データの存在を明らかにすると同時に、グループ内の不足データを評価し、他の利用可能な公開データも考慮する必要がある。グループ内に利用可能な研究データがない場合は、不足データの入手方法について合意する必要がある。事業者は、データ共有の実施前に、既存データと新規データに関する費用の配分とデータ共有の過程についても合意しておく必要がある。物質グループ内のメンバーが研究データを保有している場合には、秘密保持契約の締結を希望する場合も考えられる。法的な合意文書や利用状（Letter of access）によって正式なデータ共有合意を結び、共同登録者や新規メンバーに対して、登録完了を目的にリードドシエ内で使用するデータへのアクセス権を与えることもできる。その際、全メンバーには、データ共有の合意に至るよう最善を尽くすことが求められ、費用は公平、透明かつ無差別に決定する。その際、競争法も遵守しなければならない。



- ・ 争議

UK REACH のサービスには、データ共有の際に生じた問題の解決を支援する争議プロセスも含まれる。データ共有の交渉が決裂した場合、事業者は、最終手段として HSE に争議を申し立てることができる。その際、依頼者とその相手側には、それぞれ交渉が誠実に進められたことを示す証拠の提出が求められる。HSE は、証拠を評価した上で、両者が交渉の合意達成に向けてあらゆる努力をしたかどうかの決定を下す。この決定に不服の場合、第一層審判所 (First-tier Tribunal) に不服申し立てをすることもできる。

- ・ オプトアウト

以下の 3 つのケースに該当する場合、登録者は、共同登録の枠内で特定の情報を別提出とすることができる。

1. 共同提出の方が、費用が高額になる場合
2. 共同提出すると企業秘密を開示することになり、業務に相当の損害が生じる場合
3. リードドシエで提出する情報の選択に関して意見が一致しない場合

### (3) UK REACH の認可と制限

認可とは、UK REACH において、特に危険な物質の使用を段階的に廃止するプロセスのことを指す。必要だと判断された特定の用途に限って、物質の使用継続を許可する。認可対象物質リストへの物質の追加と認可の付与の決定は、衛生安全庁 (HSE) の科学的意見に基づいて、所管大臣 (Secretary of State) が行う。決定は、政府のウェブサイト (Gov.uk) で公表される。EU REACH 下で認可を保有していたグレートブリテンの事業者は、移行期間終了後 60 日以内に HSE に必要書類を提出すれば、認可物質の利用を継続できる (グランドファザリング)<sup>15</sup>。

さらに UK REACH では、物質または混合物、成型品について、グレートブリテン内での危険物質の製造、上市、使用を規制する制限プロセスを設けている。これらの行為が、人体の健康または環境に許容できないリスクをもたらす場合、制限または禁止の対象となる。制限物質の決定は、HSE の科学的意見に基づいて所管大臣が行い、決定は政府のウェブサイトでも公表される。

### (4) UK REACH 情報システム「Comply with UK REACH」の導入

EU の「REACH-IT」に代わるシステムとして、2021 年 1 月 1 日に「Comply with UK REACH」が新たに導入された。これには UK REACH ガイダンス上のスタートボタン<sup>16</sup>からアクセスできる。「Comply with UK REACH」のオンラインシステムでは、企業は、以下のことができる。サービスの利用にあたっては、政府の「Government Gateway」にアカウントを作成する必要

---

<sup>15</sup> <https://www.hse.gov.uk/reach/grandfathering-authorisation.htm>

<sup>16</sup> <https://comply-chemical-regulations.service.gov.uk/>

がある<sup>17</sup>。

- ・ グレートブリテン市場へのアクセスを維持するため、EU REACH 登録の UK REACH への移管（いわゆるグランドファザリング）
- ・ 「川下ユーザーの輸入通知（DUIN）」の提出を通じた、EEA 域内からの物質の輸入継続の意向の通知
- ・ 物質の新規登録の提出
- ・ 登録などの資産の他法人への移管

また、以下に該当する事業者は、HSE に連絡を取る必要がある。

- ・ 英国拠点企業が保有する既存の「研究・プロセス指向の研究開発（PPORD）」を有効化（グランドファザリング）する場合
- ・ 認可に関する情報を提出する場合（新規認可申請、既存の認可のグランドファザリング、川下ユーザーの認可された用途の通知を含む）

#### **(5) 北アイルランドからグレートブリテンへの輸送に関する措置**

北アイルランドからグレートブリテンへの輸送を容易にするため、「北アイルランド通知（Northern Ireland Notifications）」と呼ばれる通知システムが新たに設けられた。これは、北アイルランドの事業者が EU REACH に登録した「北アイルランド適格製品（Qualifying NI Goods）」に関する措置で、北アイルランド通知と必要情報を HSE に提出することで、グレートブリテン市場に継続してアクセスできる。グレートブリテンの輸入者は、①2020 年 12 月 31 日以前に輸入を行っていた場合、北アイルランドから年間 1 トン以上輸入する物質に関する情報を、移行期間終了から 300 日以内（2021 年 10 月 27 日まで）に安全衛生庁（HSE）に提出する必要がある、②2021 年 1 月 1 日以降に輸入を開始する場合は輸入を開始する前に必要情報を提出する必要がある。この通知と情報は、グレートブリテンの輸入者または北アイルランドのサプライヤーのいずれかが提出できる。2021 年 2 月以降、情報の提出は、「Comply with UK REACH」を通じて行うことが可能となる<sup>18</sup>。

#### **(6) EU からグレートブリテンへの輸入**

EEA に拠点を置く事業者が、グレートブリテン市場に化学品を輸出する場合、化学物質が UK REACH で登録されていることを確認する必要がある。UK REACH に物質を登録できるのは、グレートブリテンを拠点とする唯一の代理人または輸入者に限られる。

### **3. 移行期間終了後の EU REACH への対応と留意点**

<sup>17</sup> 「Comply with UK REACH」への事業者/組織の登録方法については、以下のガイダンスを参照。  
[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/947959/register\\_a\\_business\\_or\\_organisation\\_for\\_the\\_Comply\\_with\\_UK\\_REACH\\_service.odt](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/947959/register_a_business_or_organisation_for_the_Comply_with_UK_REACH_service.odt)

<sup>18</sup> <https://www.hse.gov.uk/reach/northern-ireland.htm>

## **(1) 移行期間終了後にグレートブリテンから EU に化学品を輸出する際に必要な対応**

移行期間が終了した 2021 年 1 月 1 日以降も、グレートブリテンから EEA 市場に化学品を輸出する際には、EU REACH の規定に従う必要がある。グレートブリテンを拠点とする企業は、EEA 域外の第三国と同等の扱いとなるため、物質の登録者や唯一の代理人、認可保有者等の立場を移行期間終了後に継続することはできなくなった。

### **① グレートブリテン企業が EU REACH の登録者となっていた場合**

EU REACH への化学物質の登録は、EEA 拠点企業でなければできない。グレートブリテンの企業が EU REACH に化学物質を登録していた場合、移行期間終了後は、EEA 域外の企業（第三国）と同じ扱いとなるため、EU REACH への登録はできなくなった<sup>19</sup>。

グレートブリテンを拠点とする事業者は、以前 EU REACH に登録していた場合でも、移行期間終了前に EEA 拠点の事業者に登録を移管する手続きを取っていない場合、EEA 市場への販売はできなくなった。この場合、EEA に輸出するためには、EU REACH の登録義務を担う唯一の代理人を指名するか、EEA 拠点の輸入者を支援し EU REACH に登録することが必要となる<sup>20</sup>。

### **② グレートブリテン企業が EEA 域外企業の唯一の代理人となっていた場合**

グレートブリテン拠点企業が唯一の代理人となっていた場合、移行期間終了後は EU REACH の唯一の代理人であり続けることはできなくなった（拠点を事前に EEA 域内に移転した場合を除く）。この場合、EEA 域外の製造者が合法的に EEA 市場に残るためには、EEA 域外の製造者が、EEA 域内に新たな唯一の代理人を指名し、登録を新たな唯一の代理人に事前に移管するといった対応が必要となる<sup>21</sup>。

### **③ グレートブリテン企業が認可保有者の場合**

EU REACH 規則では、付属書 XIV に掲載される物質（認可対象物質）の上市と使用には、欧州委員会の認可が必要となるが、その認可申請と認可取得の対象は、EEA 域内の企業のみとなっている。そのため、グレートブリテン拠点企業が認可対象物質の特定の用途への認可／申請を保有していた場合、移行期間後これらは無効となった。EEA 拠点の川下ユーザーで、これらの認可に依拠していた場合は、EEA 域内で有効な認可を保有するサプライヤーを見つけて切り替えるか、新たに自ら認可申請を行うかする必要が生じている<sup>22</sup>。

## **(2) 北アイルランドの扱い**

<sup>19</sup> [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice\\_to\\_stakeholders\\_brexit\\_reach.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf)  
<https://echa.europa.eu/uk-based-reach-registrant>

<sup>20</sup> <https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

<sup>21</sup> <https://echa.europa.eu/uk-based-only-representative>

<sup>22</sup> <https://echa.europa.eu/uk-based-authorisation-holder-under-reach>

北アイルランドでは移行期間終了後、アイルランド/北アイルランド議定書 (Protocol on Ireland/Northern Ireland) が適用され、これに基づいて引き続き EU REACH が適用となる。原則的に、北アイルランド市場に年間 1 トン以上の化学物質、混合物、成型品を上市するには、欧州化学品庁 (ECHA) への登録が必要となる。これは、グレートブリテンから北アイルランドへ物質を輸送して上市する場合も同様である。その場合、製品を輸出するグレートブリテンの事業者は、次のどちらかを満たしていることを確認する必要がある。

- ・北アイルランドまたは EEA の輸入者が、EU REACH の登録を保有している。
- ・北アイルランドまたは EEA に拠点を置く唯一の代理人を通じ EU REACH に物質の登録を行っている。

北アイルランドで製造され EEA に輸送される物質については、登録要件の観点からは輸入扱いとはならないため、既存の登録を EEA 域内の製造者や輸入者に移管する必要もなければ、唯一の代理人を指名する必要もない。また、北アイルランドの唯一の代理人は、EEA 域内の唯一の代理人と同等の扱いとなる<sup>23</sup>。

認可についても同様で、北アイルランドで付属書 XIV に掲載された認可対象物質を上市する場合、EU REACH の認可要件が適用される。これは、グレートブリテンから北アイルランドへ物質を輸送して上市する場合も同様に適用となる。北アイルランドで製造または上市される認可物質は、EU REACH の認可が必要となる<sup>24</sup>。

---

<sup>23</sup> [https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice\\_to\\_stakeholders\\_brexit\\_reach.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf)

<sup>24</sup> 北アイルランドの扱いについては、ジェトロのブレグジット特集ページ内、「北アイルランドにおける / を介する EU・英国間の通関手続き、 税務 (関税・VAT)、基準認証」を参照。

#### 4. その他参考情報

##### <英国政府>

- 英国政府の REACH ガイダンス  
How to comply with REACH chemical regulations  
<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>
- 安全衛生庁 (HSE) の UK REACH に関するガイダンスウェブサイト  
<https://www.hse.gov.uk/reach/brexit.htm>

##### <EU>

- 欧州化学品庁のブレグジット専用ウェブサイト  
<https://echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-the-eu>
- 欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関する REACH の準備通知 (Readiness notice) (2020 年 3 月)  
Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of chemicals regulation under REACH  
[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice\\_to\\_stakeholders\\_brexit\\_reach.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf)
- 欧州化学品庁 (ECHA) の英国の EU 離脱に関する企業向け Q&A  
<https://echa.europa.eu/advice-to-companies-q-as/reach>

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 工業化学製品 (UK REACH) 」

作成者 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載